

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- May 2023 -

新任台湾管理者向け台湾制度基礎 (営業税・源泉税・租税協定・移転 価格税制)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

今回は、前月号に続き、新たに台湾に赴任された日系企業のマネジメントの方向けに、台湾の制度基礎のうち、営業税、源泉税、租税協定、移転価格税制についてご紹介いたします。

それぞれ日本とは異なる点も多く、また、日系企業含む外資企業については留意すべき点が多くあります。

台湾でマネジメントを行うための基本的な制度を把握するため、または、既に台湾に赴任されている方には台湾制度の復習材料としてご参考となれば幸いです。

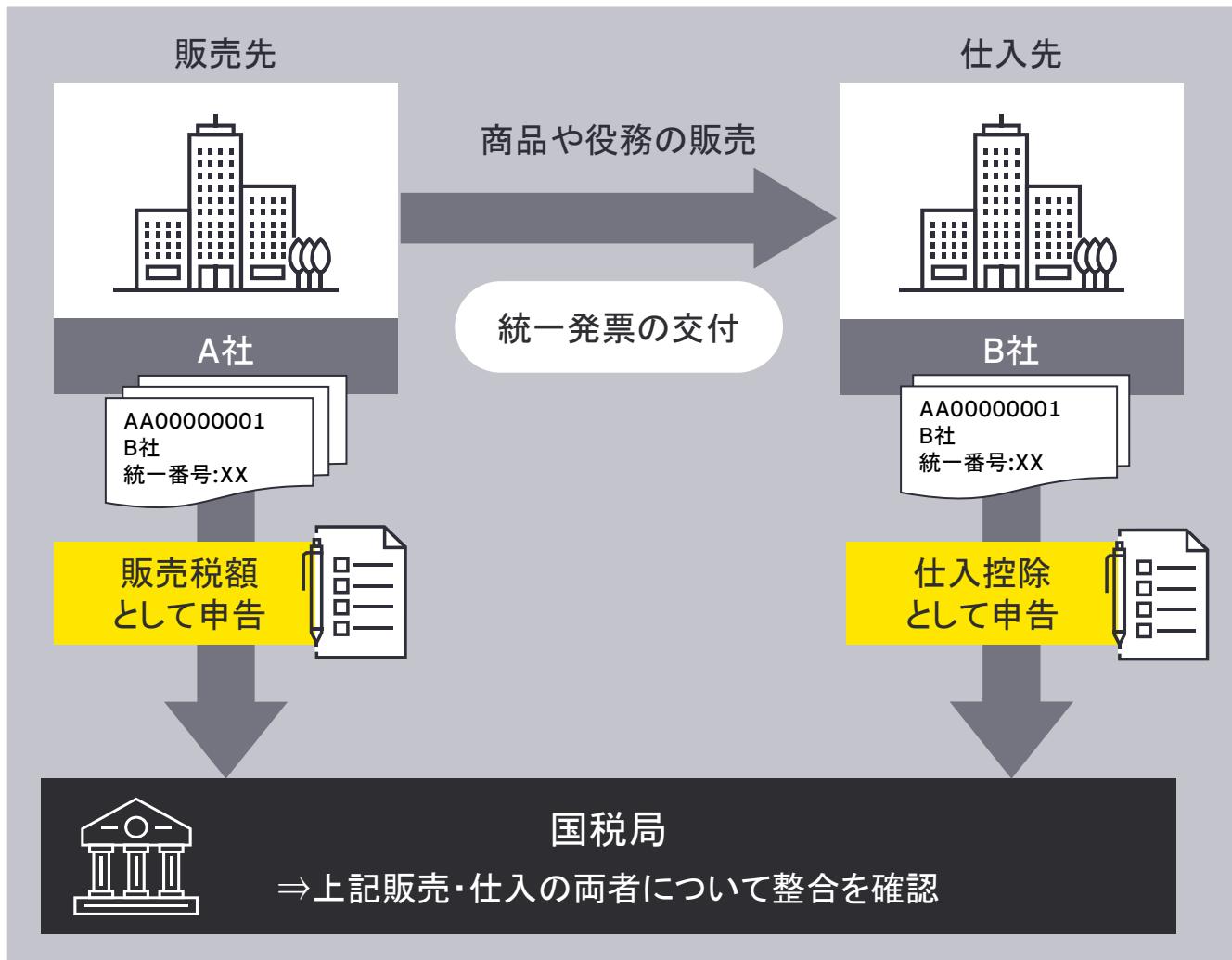
▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾の営業税の概要
- ▶ 統一発票によるインボイス制度の特徴
- ▶ 源泉税の概要と注意すべきこと
- ▶ 日台租税協定の概要と源泉税の軽減について
- ▶ 台湾の移転価格税制と留意事項

台湾制度基礎(営業税)

営業税

台湾における営業税は、簡単に言えば日本の消費税に該当するものです。つまり、台湾国内における貨物販売、役務提供、貨物の輸入に対して発生し、貨物販売または役務提供を行う営業人、並びに、輸入貨物の受取人または所持人が課税義務者となり営業税を納めることになります。間接納税方式が採用されており、営利事業者は、自身の課税対象販売額と控除可能仕入額の差額を納税することになります。台湾ではインボイス方式が採用されており、取引にあたって統一発票が用いられます。この統一発票は、営業税の申告納税のほか、法人所得税の申告等においても重要なエビデンスとなります。



統一発票には販売者と購買者の両者の会社番号(統一編號)も明記されます。これによって、購買者は、営業税込の代金を支払うとともに、自身は営業税の控除として申告を行うことができますので、取引相手の販売者が申告していなかった場合、税務当局は容易にこれを捕捉する事が可能です。最近では、当該統一発票の電子化が推進されており、統一発票の発行により、税務当局はデータを集積することが可能となっています。

台湾制度基礎(源泉税)

源泉税・源泉徴収とは

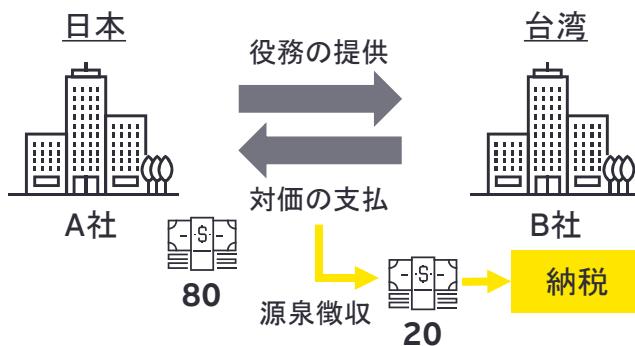
源泉徴収とは、給与や報酬、または国外の事業者が台湾へ役務を提供した場合に役務の受領者が、その対価としての給与や報酬、費用等を支払う際に、その金額から税金を差し引いて支払いを行い、納税を行う制度です。

国外の事業者に対しても税金を納めさせる効果があり、また、給与など台湾国内の個人等の支払いの場合は税金を事前に納税させる効果もあります。そのため、支払者に源泉徴収義務を課すことは、漏れなく納税させる仕組みといえます。

例えば、日系企業を含む外資企業と台湾の会社との間で役務提供取引等がある場合、これを台湾国内の源泉所得として、一般的には送金時に源泉徴収されるため、外資企業側の受取額が減るという問題があります。

例

日本の親会社A社が、台湾の子会社B社に対して、技術者の派遣を行い技術支援サービスを提供。契約額は100とする。



この取引が台湾源泉所得となる場合:

- ▶ B社は台湾における源泉徴収義務者となる
- ▶ A社への支払時に請求額の20%を差し引いて残額をA社に支払う
- ▶ 差し引いた分は支払日から10日以内に台湾国税局に納付する
- ▶ 源泉徴収義務を怠ると罰則が生じる

さらに、台湾源泉所得の範囲は広く、基本的に利益ではなく契約総額に対して直接税率が乗じられるためその税額は高額となり得ます。さらに国外との取引の場合は、源泉徴収日から10日以内に納税及び申告をする必要があります。

源泉税の対象範囲	範囲が広範	国外の営利事業者が台湾の事業者へ物品を販売する等、当該取引が国際貿易に該当する場合を除き、源泉所得とされる取引が非常に広範。									
源泉税率	税率が高い	<p>主な源泉税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得種類</th> <th>台湾国内事業者との取引</th> <th>台湾国外事業者との取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益配当</td> <td>源泉税免除</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>その他中華民国源泉所得</td> <td>源泉税免除</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	所得種類	台湾国内事業者との取引	台湾国外事業者との取引	利益配当	源泉税免除	21%	その他中華民国源泉所得	源泉税免除	20%
所得種類	台湾国内事業者との取引	台湾国外事業者との取引									
利益配当	源泉税免除	21%									
その他中華民国源泉所得	源泉税免除	20%									
納付時期と罰則	台湾国外取引は納付期限が短く、かつ、罰則がある	<p>対価の支払い時に源泉徴収を行い、以下の期限にて対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内取引: 源泉徴収日から翌月10日までに納税(翌年1月に申告) ▶ 国外取引: 源泉徴収日から10日以内に納税及び申告 									

これに対して、各種優遇税制や、日台租税協定の適用、外国税額控除といった方法によって全体で税金を減らすことができる可能性があります。次ページでは、このうち、租税協定について解説します。

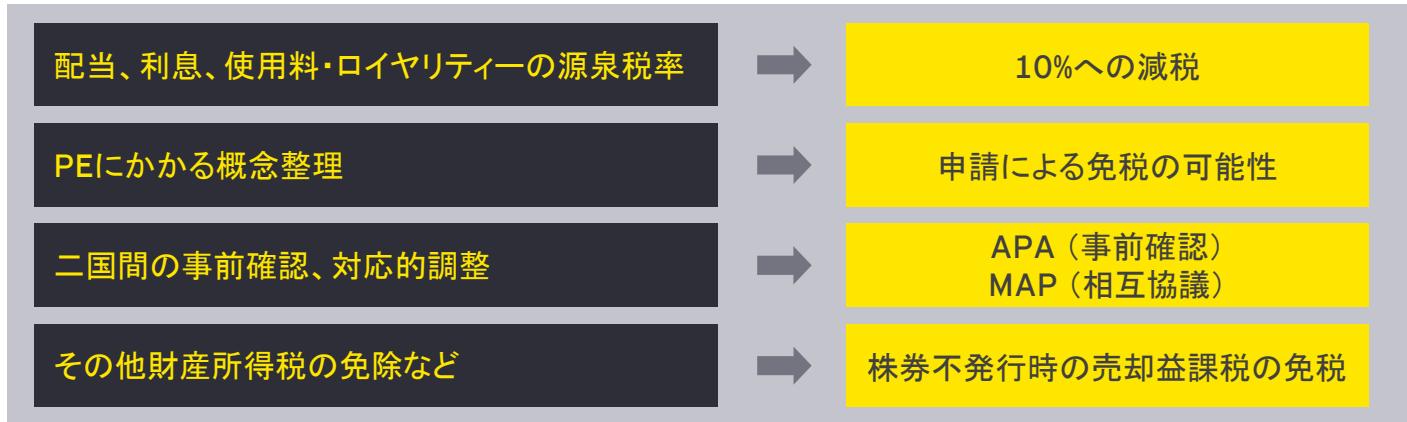
日台租税協定の概要

租税協定とは

二重課税の排除や脱税の防止等を目的として、国家間で個別に締結される合意のことです。他国では、一般的に租税条約と言われますが、台湾の場合、租税協定や民間租税取決めと称され、2022年6月現在、34カ国と締結をしています。日本と台湾間の協定は2017年より発効されており、配当、利息、使用料・ロイヤリティーといった項目の源泉税軽減の他、恒久的施設の概念の整理、二国間の事前確認制度、相互協議制度等が定められています。

出典：財政部ホームページ（「我國所得税協定一覧表」<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/191?cntId=63930> 2022年3月29日更新）

日台租税協定の主な内容



※日台租税協定条文よりEY台湾にて作成

租税協定の適用によって、配当金、利息、使用料・ロイヤリティーといった項目の税率の軽減、あるいは、恒久的施設(PE)が無いもしくはPEに帰属する事業所得が無い場合には免税とすることができますが、それぞれ適用にあたっては手続や申請が必要となります。つまり、租税協定が締結されているからといって、自動的に源泉税の税率の軽減や免税となるわけではないという点に注意が必要となります。

日台租税協定の個人所得に対する適用

日台租税協定第15条では、日本人従業員が台湾で労務を提供し、同時に当該従業員が、日本における税法上の居住者である場合、または、関係する年度における開始または終了したいたるかの12カ月の期間において、台湾に継続して滞在した期間、もしくは滞在期間の合計が183日を超えない場合などの要件を満たす場合、日本の雇用主から取得した給与所得について、その課税権は日本に帰属し、台湾は当該労務報酬の課税を免除することとなっています。ただし、この場合も、個人の確定申告の際に、必要書類と共に証明を行って初めて、該当部分について税務当局は所得について所得税の免除を承認することになります。

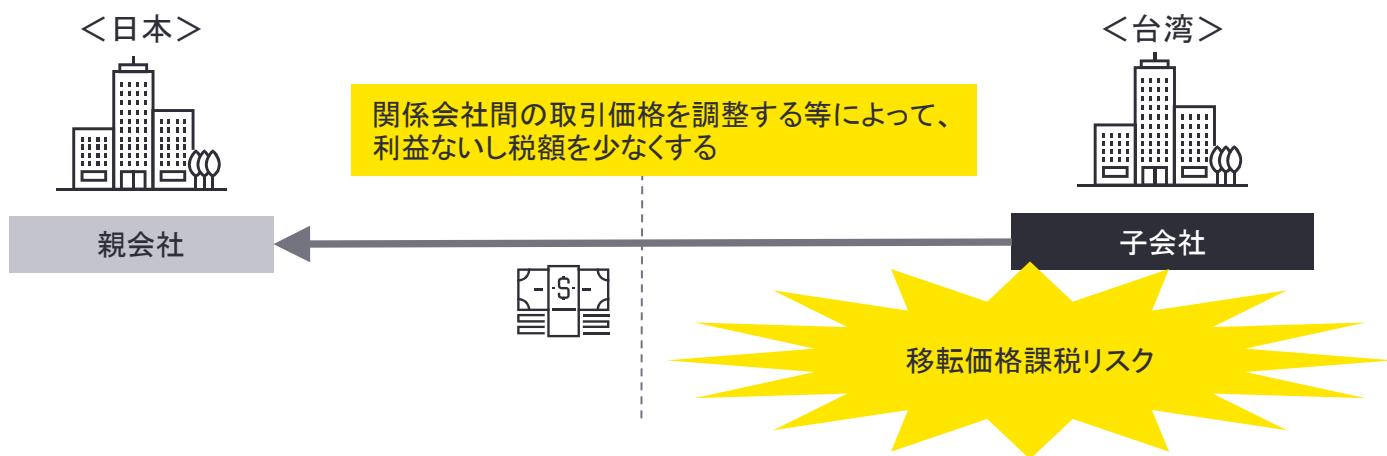
使用料・ロイヤリティーとは

中文では「権利金」となり、日台租税協定の規定上、文学上、芸術上もしくは学術上の著作物（映画フィルム及びテレビジョン放送用またはラジオ放送用のフィルムまたはテープを含む）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、または産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。

台湾の移転価格税制について

移転価格とは

移転価格とは、営利事業者と関係者が関連者間取引を行うにあたり制定した価格や利益のことを指します。第三者間での取引ではマーケットのメカニズムを通じて価格が決定される（独立企業間価格と言います）ケースが多いものの、取引の当事者が親子会社間のような関係にある場合には、市場価格によって取引が行われるとは限らず、どちらか一方に有利となるように定められる可能性があります。取引価格は最終的には課税所得や納税額にも影響を与えるため、自国の税収に不利とならないよう、世界各国において関係会社間の取引に係る移転価格税制が採用されています。



台湾の移転価格税制の概要

移転価格にかかる国際的な指針は、OECD（経済協力開発機構）の租税委員会によりガイドラインが策定されています。

台湾はOECDやG20に加盟していませんが、このOECDの移転価格ガイドラインに準拠し、2004年より移転価格審査準則を整備しています。近年、OECDのBEPS（次ページ参照）の制定に対応して、台湾の審査準則の内容も継続的に更新されています。

具体的には、一定条件を満たす企業については、移転価格報告書の作成が義務付けられており、合理的な独立企業間価格の範囲であるかについて文書として証明することが必要となります。

移転価格報告書のPOINT

- ▶ 産業経済分析、各当事者の機能とリスクの分析、これに基づく比較可能な情報の検索と検討の実施が目的
- ▶ 関連者との取引が移転価格関連規定に合致していることを示す書類となる
- ▶ 報告書の作成ルールはOECDのモデルに基づく
- ▶ 独立企業間価格の算定には、企業間の利益を比較する利益比準法等の方法がある
- ▶ 報告書は会計年度終了後5ヶ月以内までに準備しておくことが必要
- ▶ 但し、実際は税務当局から書面による通知が到達した日から1ヶ月以内に提出をする

台湾の移転価格税制について(続)

台湾における移転価格税制に関する最近の改正状況

数年前より、OECD及びG20に加盟する各国によって、国際的な課税のルールの統一や、多国籍企業の課税逃れに対処することなどを目的として、BEPS(「税源浸食と利益移転」(Based Erosion and Profit Shifting)プロジェクトが立ち上がっています。

台湾はOECDやG20に加盟していませんが、OECDの移転価格ガイドラインにおおむね準拠した移転価格税制を整備して対応しています。このため、上記のBEPSプロジェクトを含めて、OECDが定めたガイドラインの改正に際しては、台湾財政部も独自に審査準則の規定に反映させ、OECDを始めとした諸外国の動向をキャッチアップする対応がなされています。

BEPSプロジェクトによる台湾への影響

- ▶ BEPSプロジェクトはOECD及びG20加盟国による国際的な課税ルールであり、この動きに合わせて、台湾も自国の法令規定を制定
- ▶ 全部で15の行動計画、このうち行動計画13はグローバル企業で作成が必要な下記2つの文書を追加

マスターファイル

- ▶ 組織構成、事業運営状況、資金融資や無形資産及び財務と税務の情報等
- ▶ 台湾の事業体単体で、年間の収益総額がNTD30億以上、かつ、クロスボーダーの関連者取引の総額がNTD15億以上の場合、決算日終了後1年内に提出が必要

国別報告書(CbCR)

- ▶ 各国または地域での収入、税引前利益、納税額といった定量的情報等
- ▶ 左記マスターファイルの提出基準に加えて、グループ全体の連結収益総額NTD270億以上の場合、決算日終了後1年内に提出が必要
- ▶ ただし、日台間では情報交換規定が有効化されているため、各企業から台湾当局への直接提出は不要

税務調査の動向

移転価格に関する調査は台湾税務当局の調査重点項目であり、台湾の日系企業に対しても税務当局による調査があります。上記の通り、一定要件を満たすグローバル企業については、マスターファイルや国別報告書といった書類によって、台湾税務当局がグループ各国の利益状況、課税状況を把握することが可能となっています。

このため、今後は、ますます移転価格にかかる税務調査が強化されることが見込まれます。そのため移転価格税制については、会計事務所と共に、事前に十分な対策を検討しておくことが望まれます。

最後に



前月4月号及び今月号にわたって、台湾の制度の基礎として、会計決算と法人税務についてお伝えしました。

企業税務としては、主に法人所得税、営業税、源泉税といったものがあります。法人所得税については、基本的に税率は20%となっていますが、未処分利益の追加課税制度という利益課税があります(前月4月号を参照)。

また、営業税では、税務上のエビデンスともなる統一発票を介したインボイス制度を採用し、源泉税では源泉徴収側(台湾企業)に納付の義務を課することで、台湾税務当局としてはそれぞれ税金の納付漏れを防ぐ手段ともしている点についてお伝えしました。

最後に、台湾の移転価格税制については、日系企業含む外資企業では特に留意すべき課題となります。

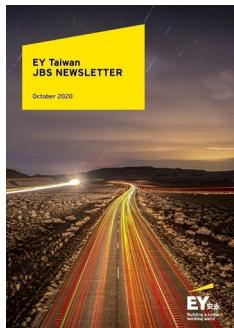
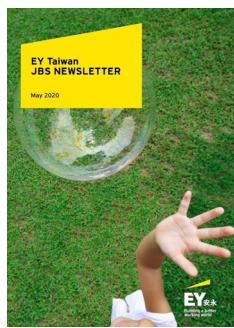
EY台湾では、これまでも関連する税制についての応用的な内容も発信しています。次ページにバックナンバーを掲載していますので、ご要望の方はお申し付けください。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点

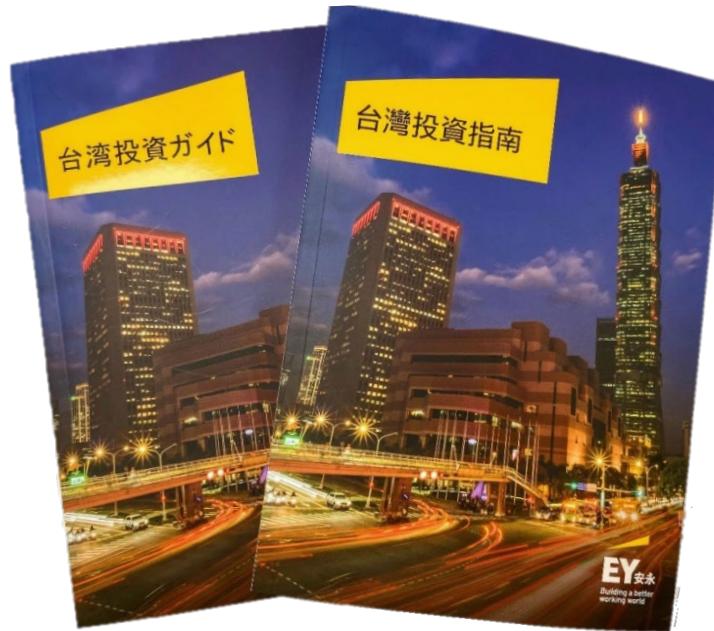
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2020年12月17日 2020年12月15日	台北 高雄	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

税務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

監查サービス

黃建澤 審計服務部營運長
02 2757 8888 88810
james.c.huang@tw.ey.com

張志銘 執業會計師
02 2757 8888 88882
steven.chang@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

01224-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

